

加東市議会及び加東市議会議長交際費に関する取扱基準

(目的)

交際費支出の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

(支出基準)

交際費は、次に定める表の左欄に掲げる支出区分に応じ、右欄に定める金額を支出する。

支 出 区 分	金 額
各種団体等の式典・大会・総会・行事等への参加に関するもの	① 会費等の明示があるものはその額 ※1
	② 5,000円を限度額とする
三役への香料 (前・元三役含む)	10,000円
前・元議員への香料	10,000円
県議会議員等への香料	10,000円
近隣市・町長への香料	10,000円
渉外に関するもの (行幸啓・外交・名誉町民・講演会等講師)	10,000円を限度とする 限度額を超える支出については、副議長協議とする
その他 (市PRも含む)	副議長協議とし、その都度決める

※1 飲食や祝い金のみを目的とする物に対しては支出しない。(ただし、市功労者の対象となる者の団体等が主催する会合等については、会費制であれば支出できる。)

会費等の明示があっても、政治活動(政治資金規正法第8条の2に基づく政治資金パーティーも含む。)に係わるものについては支出しない。

- ・ 政治活動に係わるものについてはいかなる場合においても支出しない。
- ・ 官官接待には支出しない。(渉外に関する場合を除く)
- ・ 担当者等の同席は必要最小限とし、その分も交際費を支出する。(関係機関の長が特に随行を依頼した場合)

附 則

この基準は、平成18年4月7日から施行する。